

〔設立趣意〕

江戸時代後期の安政5年(1858年)、初代・松室六兵衛は京都所司代 非蔵人職(ひくらんどしよく)《御布告(おふれ=現在の官報)の版木彫刻・刷り職人》を辞し、近江大津において版木師(印刷・印刷業)を生業(なりかい)とした「繁緑堂(はんろくどう)」を創業。

四代目にあたる六兵衛(代々襲名)は、プラスチック製の認印(三文判)を考案し、昭和39年(1964年)から全国に販売を開始。その利益を基に、社会と地域への報恩を微力ながら実行することを念願とした父、三代目の遺志を継ぎ地域への恩返しのために、昭和62年(1987年)3月に地域文化へのささやかな助成をさせて頂くことを目的とした、**財団法人ハン六文化振興財団**設立のご認可を頂きました。

平成21年(2009年)11月には**滋賀県第一号の公益財団法人**に認定されました。

尚、当公益財団は滋賀県内の学術・社会・文化等に功績功勞のあった隠れた個人や団体・研究機関に贈賞させて頂くことによって、地域文化の向上に寄与させて頂くことを目的とするものであります。



第32回(2018年・平成30年)贈賞式より

第1回(1987年・昭和62年)～第32回(2018年・平成30年)までの

受賞者

個人様

71

団体様

230



昭和62年(1987年)3月 ご認可・設立・平成21年(2009年)11月 公益認定

公益財団法人 **ハン六文化振興財団**

理事長 **松室 六兵衛**

(ハン六四代目主人)

事務局：〒520-0047大津市浜大津1丁目1-13 ハン六本店内
TEL.077-510-0806・FAX.077-526-3582

編集レイアウト:ハン六デザイン・企画室 印刷:ハン六印刷工房

第33回

2019年・令和元年

贈賞候補の 推薦お願い

募集締切

2019年
(令和元年) **5月31日(金)**



昭和62年(1987年)3月 ご認可・設立・平成21年(2009年)11月 公益認定第一号

公益財団法人

ハン六文化振興財団

理事長 **松室 六兵衛**

ハン六文化振興財団は滋賀県第一号の公益財団法人に認定されました。

ご推薦について

皆様の周りで、下記の様な活動をされている
団体・個人の方がいらっしゃいましたら、
ぜひご推薦の程お願いします。

学術研究・教育

郷土史の研究
地域の自然調査
遺跡調査 等



福祉

地域高齢者宅訪問
お年寄りとのふれあい活動
人形劇や合唱等での慰問活動
子育て支援活動 等



文化

伝統芸能の継承者育成
PR、各種施設・行事参加
文化伝承活動 等



スポーツ

地域のスポーツ普及
アマチュア競技活動
スポーツを通じての
青少年育成活動 等



ボランティア

清掃・環境美化活動
緑化推進活動
自然保護活動
環境保全活動 等



その他

特技・技術・資格・趣味等をいかした地道な
活動をされている団体・個人の方がいらっしゃい
ましたらぜひ、ご推薦の程お願いします。

【募集要領】

滋賀県内で学術研究・教育・福祉・文化・スポーツ
ボランティア等の活動をされている団体・個人。

※①個人又は団体からの他薦(自薦は対象外)が必要です。
②過去に対象となる活動について公私を問わず表彰・助成等
を受けられている場合は対象外となります。

お問い合わせは下記事務局まで

TEL.077-510-0806 FAX.077-526-3582

贈賞要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人ハン六文化振興財団定款第4条の規定
に基づき、贈賞及び助成(以下「贈賞」という。)に関して、
必要な事項を定める。

(贈賞の目的)

第2条 滋賀県内に於ける、学術・教育・文化・スポーツ・社会事業等の振興
助成を図り、もって地域文化の発展に寄与する事を目的とする。

(受賞者の資格)

第3条 (1)滋賀県内に在住するか、滋賀県出身者の子弟、又は滋賀県内に於いて
活動を行うか、若しくは勤務する者。
(2)滋賀県内に所在する、研究機関、ボランティア団体、又はアマチュア
スポーツ団体等の団体。

(贈賞の種類及び金額)

第4条 贈賞の種類及びその金額は次の通りとする。

賞の内訳	金額
名称	
ハン六文化賞	1人又は1団体に対して50万円
ハン六地域振興賞	個人又は団体に対して総額50万円の範囲内
ハン六助成	個人又は団体に対して総額50万円の範囲内

(選考会議)

第5条 選考会議は、理事長が委嘱した3名以上5名以内の選考会議委員で構成
する。

(贈賞者の決定)

第6条 受賞者を決定する為の選考会議は、毎年7月に開催し、選考会議の決議
にもとづき理事会が贈賞者を決定(内定)する。

(贈賞の時期)

第7条 贈賞者が決定したのち、その贈賞は毎年1回8月～9月の日曜日に行う。

(候補者の推薦)

第8条 贈賞の候補者について、県内の関係団体や広く県民諸兄弟等からの
推薦(他薦)を受ける。

(贈賞の通知)

第9条 贈賞者が決定したときは、事務局より推薦事務を取り扱った団体・個人等
を通じて贈賞者(又は団体)に通知する。

(贈賞の方法)

第10条 この贈賞は贈賞者が個人である場合は本人に、団体である場合はその
代表者に、理事長から贈賞する。

(贈賞の対象除外)

第11条 次の各号に掲げるものは原則として、この贈賞の対象から除外する。

(1)この賞の贈賞の対象となる活動について、叙勲・褒章又は大臣等の
表彰は勿論、地域の団体から贈賞等を受けた事のある個人又は団体。

(2)この賞の贈賞の対象となる活動について、既に当財団から、贈賞等を受
けた事のある個人又は団体。但し、贈賞の対象となった活動以外の
場合は贈賞の対象とする。

(3)報酬(賃金、給料、手当、賞与其他名称のいかににかかわらず、
労働の対価として、支払われるものをいう。)を得て、この賞の対象と
なる活動を行っている個人又は団体。但し、永年この道一筋で黙々と
努力し、伝統のともし火を守り育てる等、人々の心に感銘を与えてきた
個人等はこの限りにあらず。

(4)刑罰を受けた事があり、その後相当の期間が経過していない者等
住民感情にそぐわない個人又は団体。

(記録の保存)

第12条 この要領によって贈賞を受けた者に関する記録は事務局に保存する。

(委任)

第13条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、理事会が別に定める。